平成２５年（フ）第５８４号
名古屋市東区橦木町３丁目28番地　プラウド橦木町403号
破産者　山路　康生
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５４号
名古屋市中川区上流町１丁目35番地の１　シティファミリー上流1001号
破産者　備前　浩一
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２９号
名古屋市天白区池見１丁目154番地　ドリーム池見２Ｂ号室、開始決定時の住所愛知県日進市梅森台４丁目105番地２
破産者　川瀬　　悟
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２２号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地第11号棟第203号室
破産者　越智　一宏
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７５号
大阪府堺市南区槇塚台２丁16番23号
破産者　光岡　雅彦
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５６号
大阪府堺市槇塚台２丁16番23号、前住所京都市山科区御陵別所町114番地８
破産者　光岡　淨美
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
大阪府和泉市幸２丁目９番７―302号、開始決定時大阪府岸和田市土生町９丁目６番30号
破産者　澁谷　信慶
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
大阪府泉南市新家609番地の１ディライト新家Ａ―102
破産者　中村　幹治
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１１１２号
広島県廿日市市佐方615番地62
破産者　畑山　成美
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３号
熊本県宇城市松橋町浦川内2308番地１
破産者　豊田　幸児
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６２号
熊本県上益城郡益城町大字広崎914番地５米野住宅Ｃ―Ｄ
破産者　鈴木　　誠
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎574番地
破産者　佐藤　憲一
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
横浜市港南区下永谷２丁目１番12―205号
破産者　児玉　知己
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６号
横浜市港南区下永谷２丁目１番12―205号
破産者　児玉　　忍
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８２号
横浜市港北区新羽町633番地１　メゾンベルファーレ703
破産者　尾崎　安子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３８号
神奈川県高座郡寒川町倉見2189パークスクウェア湘南103、住民票上の住所神奈川県海老名市本郷1312番地の２
破産者　塩野　秀夫
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５０号
横浜市港南区港南６丁目31番20号
破産者　古橋　雅子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０６号
横浜市神奈川区大口通74番地３
破産者　大内　喜一
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２２０号
横浜市瀬谷区東野35番地１　グリーンハイツＡ105
破産者　川越　勝利
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部